

は し が き

この料率表は、令和3年7月現在の川崎港において実施されている諸料金を、港湾法に基づき収録したものです。

本港利用者各位の業務においてお役立ていただければ幸いに存じます。

なお、本料率表を作成するにあたり、資料の提供をはじめとして御協力をいただいた各位には心より感謝を申し上げます。

令和3年9月

川崎市港湾局

関係法規抜すい

港 湾 法

(業 務)

第34条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第12条及び第13条の規定を準用する。

(業 務)

第12条 港務局は次の業務を行う。

(13) 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

4 第1項第13号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第45条第1項若しくは第2項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第5項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

(港湾管理者以外の者の料金)

第45条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

6 前各項の規定は、その都度契約によって提供される施設又は役務については、適用しない。